

「海峡兩岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(一) 中国

山本 賢二*

メディアリテラシーのイロハの「イ」の字はメディアから流されてくる情報はすべて発信者によってつくられたものであるということである。つまり、発信者の意図に基づいてつくられた情報が、発信者によって選択されたメディアを通じて、受信者に伝達されるのである。その意図をフレームとすれば、中国のメディアは情報を管理する中国共産党のフレームに従って情報を提供するのである。これは周知のことではあるが、表現の自由に基づく報道の自由が認められている日本を含む欧米各国のメディアもさまざまな要因でそれぞれの発信者によってフレームがつけられ、情報発信が行われているのである。そうした情報を受信するわれわれが主体者とするならば、情報発信者に使われるメディアの置かれている政治体制を知ることがメディアリテラシーの基礎となる。

「海峡兩岸三地」とも称される台湾海峡を挟む中国、台湾、香港はそれぞれ異なる政治体制下であり、いずれも漢族を中心とする人々が住んでおり、それぞれ異なる言論環境の中で生活している。日本という地域に住むわれわれにとって、中国、台湾、香港に関する事象を正確に把握することはそれほど容易なことではない。それは、われわれの多くが、この地域に関する十全な知識をもっていないことに加えて、東南アジア諸国を含む世界各国各地に散在するソフトパワーとしての華人に対する認識の欠如にも起因するからであり、それがためメディアによって伝えられる情報によって関係地域に対する理解が左右されると見られるからである。

当面、この中国、台湾、香港をめぐる問題は、中華人民共和国における中国共産党一党独裁の政治体制から派生する事象に起因するものであり、巨視的に見れば、産業革命以来の西欧の資本主義に基づく価値観とその資本主義を研究する中で生まれた共産主義というイデオロギーを掲げる共産党の価値観との衝突の反映であり、少し昔の言い方をすれば西側の「硝煙のない戦争」、中国語で言えば「和平演变」(「平和的移行」)の延長線上にある出来事だとも言える。

しかし、これまでと全く異なる点は中国が経済領域に市場メカニズムを導入、国際関係を左右するまでの経済力をもつようになり、米国と対等に世界の覇権を争うまでになったことである。言葉を換えて言えば、これまで受動的立場にあった中国がその経済力を後ろ盾にして能動的に自らの価値観を浸透させようとするようになったことである。それはまたこれまでの欧米型の資本主義に基づく民主主義発展モデルと市場メカニズムを導入した中国共産党一党独裁という中国社会主義発展モデルの衝突の反映だともいえる。

さらに、文明史的視座から中国を考えると、歴史的王朝交代のメカニズムである「分久必合、合久必分」(分かれて久しければ必ず合し、合して久しければ必ず分かれる)の循環の中にあり、「合」を目指す中国と「分」を維持しようとする香港、台湾が鼎立しているとも言えよう。そのなかに、

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究所 講師

メディアが組み込まれているのである。

これに加えて、北東アジアという地域に限って言えば、分断された朝鮮半島の帰趨も含めて、われわれは国際環境の大きな時代の転型のうねりの中にあるということであり、戦後、欧米型の民主主義を信奉し、日米同盟を基軸としてきた日本が将来いかなる道を歩むべきかを明治維新以前と以降の歴史を踏まえて考える時を迎えている。そして、「海峡兩岸三地」に起きていることは、世界各国各地に住む華人はもとより、われわれにとっても無縁のことではなく、日本の将来に直結する事象であると言うべきでもあろう。

その意味で、われわれは通時的には「海峡兩岸三地」というこの地域に関する歴史的認識を深めると同時に、共時的にはメディアが伝える中国、台湾、香港関連情報に接する際のリテラシーを備え、世界各国の華人の動向も視座に置き、将来を見据えて、われわれの立ち位置を考える必要がある。

もとより、メディアは情報を媒介する機能をもつことによって、必然的にそのメディアの置かれている政治体制の影響を受けることになる。そのため、ここでは「海峡兩岸三地」の政治体制を概述し、それぞれメディアに関連する事象を取り上げ議論する中で、われわれがこの地域のメディアに接する際のリテラシーを身につける上での参考としたい。

1. 中国の政治体制とメディア

1.1 中国共産党一党独裁体制

中華人民共和国は中国共産党が「すべてを指導する」政治体制にある。1949年10月の建国当初を除き、中国共産党の一党支配が続いており、習近平時代に入り、より明確に「党がすべてを指導する」ことが強調されるようになっていく。

2017年10月18日に開幕した中国共産党第19回全国代表大会は「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」(「决胜全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」)と題する習近平総書記の活動報告を採択、党規約を修正するなどして10月24日に閉幕した。

習報告の中にあつた「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」(堅持党对一切工作的领导。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。)という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約(19全大会規約)に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴であり、中国の特色ある社会主義制度の最大の優位性である。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」(中国共产党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。)と明記された。

この19全大会を受けて、翌2018年3月5日から20日まで開催された第13期全国人民代表大会第1回会議では憲法が改正され、国家主席の任期制の撤廃と汚職腐敗に対応する国家監察委員会の設置が明記された。そして、改正された憲法には「党がすべてを指導する」という文言は挿入されなかったが、「第一条」に「中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征」(中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である)が加えられた。さらに、その前文の「序言」には胡錦濤の「科学的發展観」とともに「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」も書

き加えられ、「中華民族の偉大な復興実現」が掲げられた。

1.1.1 1949「中国人民政治協商会議共同綱領」

冒頭で「建国当初を除き」としたのはもともと建国前夜に開催された中国人民政治協商会議第1回全体会議が1949年9月29日において中国人民政治協商会議共同綱領を採択し、その「序言」の中で成立が宣言された中華人民共和国という新たな政権を「中国人民民主專政是中國工人階級、農民階級、小資産階級、民族資産階級及其他愛國民主分子的人民民主統一戰線的政權，而以工農聯盟為基礎，以工人階級為領導。」（中国人民民主独裁は中国の労働者階級、農民階級、プチブル階級、民族ブルジョアジーおよびその他の愛國民主分子的の人民民主統一戰線の政權であり、労働者階級を指導とする）と定義し、「由中國共產黨、各民主黨派、各人民團體、各地區、人民解放軍、各少數民族、國外華僑及其他愛國民主分子的代表們所組成的中國人民政治協商會議，就是人民民主統一戰線的組織形式。」（中国共産党、各民主党派、各人民団体、各地区、人民解放軍、各少数民族、国外の華僑およびその他の愛國民主分子の代表たちによって組織された中国人民政治協商會議は人民民主統一戰線の組織形態である）とするとともに、その「第一条」に「中華人民共和國為新民主主義即人民民主主義的國家，實行工人階級領導的、以工農聯盟為基礎的、團結各民主階級和國內各民族的人民民主專政，反對帝國主義、封建主義和官僚資本主義，為中國的獨立、民主、和平、統一和富強而奮鬥。」（中華人民共和國は新民主主義、すなわち人民民主主義の国家として、労働者階級の指導する、労働者階級と国内の各民族を團結させた人民民主独裁を實行し、帝国主義、封建主義および官僚資本主義に反対し、中国の獨立、民主、平和、統一および富強のために奮闘する）と明記しており、中華人民共和国建国当初は中国共産党一党独裁の政治体制ではなかったことを指している。

そして、当時における「憲法」に相当するこの「共同綱領」は、「第四条」で「中華人民共和國人民依法有選舉權和被選舉權」（中華人民共和国人民は法によって選挙権と被選挙権を有する。）として、「選挙権」さえ認めていた。さらに、「第五条」は「中華人民共和國人民有思想、言論、出版、集會、結社、通訊、人身、居住、遷徙、宗教信仰及示威遊行的自由權。」（中華人民共和国人民は思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移動、宗教信仰及び示威行進の自由権を有する。）として、「思想」の自由も「自由権」の中に含んでいた。また、「第四十九条」には「保護報道真實新聞的自由。禁止利用新聞以進行誹謗，破壞國家人民的利益和煽動世界戰爭。發展人民廣播事業。發展人民出版事業，並注重出版有益於人民的通俗書報。」（真實のニュースを報道する自由を保護する。ニュースを利用し国家人民の利益を誹謗、破壊したり、世界戦争を煽動することを禁止するとともに、人民に有益な通俗的書籍新聞を出版することに注意を払う。）として「報道」の「自由」さえ「保護」するとも明記されていた。

しかしながら、こうした建国当初の明文規定は1954年に採択された中華人民共和国憲法では姿を消し、社会主義改造を加速させていくのである。そして、その憲法は中国共産党党内の権力闘争を反映しながら変遷していくのである。

1.1.2 1954 憲法

1954年9月20日の第1期全国人民代表大会で採択された中華人民共和国建国後初めての憲法は

「第一条」に「中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主国家。」(中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主国家である。)と明記し、「共同綱領」にあった「プチブル階級、民族ブルジョアジーおよびその他の愛国民主分子」は姿を消した。それは社会主義改造が一定の成果を上げたことを反映している。また、「第二条」では「中华人民共和国的一切权力属于人民。・・・」(中華人民共和国のすべての権力は人民に属する)として「人民主権」が謳われている。

そして、「第八十七条」に「中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。国家供给必需的物质上的便利，以保证公民享受这些自由。」(中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。国家は公民がこうした自由を享受することを保証するため、必要な物質上の便宜を供する。)という条文を掲げた。ここでは、前述したように「共同綱領」にあった「思想」が「自由」から除外されている。これに加えて、もとより、「共同綱領」は「自由権」としていたものを「権」利ではなく、ただ単に「自由」としたことに建国5年の変化が如実に表れている。

さらに、「共同綱領」の「第四十九条」で認められていた「報道の自由」も憲法には明記されなかった。ここには、「プロレタリア階級」の「人民」が国家を運営するようになり、メディアもすべて「人民」が運営する国家の管理下に入ったことで、「自由」に「報道」できる環境が整ったので明記の必要がないとする共産党の論理が背景にあることは言うを待たない。

1.1.3 1975 憲法

中華人民共和国建国後における「二つ目」の憲法と言われているのが毛沢東の発動したプロレタリア階級文化大革命が一段落した後、1975年1月の中華人民共和国第4期全国人民代表大会第1回会議で採択された1975憲法である。これは文革憲法とも称されるように、文革の影響を受けている。

その「第一条」で「中华人民共和国是工人阶级领导的以工农联盟为基础的无产阶级专政的社会主义国家。」(中華人民共和国は労働者階級の指導する労農同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主義国家である)として、政治体制を1954憲法の「人民民主国家」から「プロレタリア階級独裁の社会主義国家である」と定義した。そして、「第二条」には「中国共产党是全中国人民的领导核心。工人阶级经过自己的先锋队中国共产党实现对国家的领导。」(中国共産党は全中国人民の指導の核心である。労働者階級は自己の前衛隊である中国共産党を通じて国家に対する指導を実現する)とし、「中国共産党」が「全中国人民」の「指導の核心」であることを明確にするとともに、「马克思主义、列宁主义、毛泽东思想是我国指导思想理论基础。」(マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想はわが国の指導思想の理論的基礎である)として、その「思想」を国家イデオロギーであることを示している。

そして、「第二十八条」に「公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有信仰宗教的自由和不信仰宗教、宣传无神论的自由。」(公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由を有する。)と明記した。

1.1.4 1978 憲法

1978年3月の中華人民共和國第5期全國人民代表大會第1回會議で採択された1978憲法は「三つ目」の憲法と称されるが、基本的には文革の影響を受けており、1975憲法の継続だともいえる。それは、1976年9月に文革を発動した毛沢東が死去し、「四人組」が追放され、華国鋒が後継となり、「継続革命」理論の継承を公言しつつある中、改革開放政策への転換もまだ行われていない時期において改定が行われたことによる。

そのため、「第一条」の「中華人民共和國は工人階級領導的以工农聯盟为基础的无产阶级專政的社会主义国家。」（中華人民共和國は労働者階級の指導する労働同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主義国家である）は1975憲法と同じである。そして、「第二条」も1975憲法と「中国共产党是全中国人民的领导核心。工人阶级经过自己的先锋队中国共产党实现对国家的领导。」（中国共产党是全中国人民の指導の核心である。労働者階級は自己の前衛隊である中国共产党を通じて国家に対する指導を実現する）まで同じであるが、次に続く文言が、1975憲法の「马克思主义、列宁主义、毛泽东思想是我国指导思想的理论基础。」（マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想はわが国の指導思想の理論的基礎である）から、1978憲法の「中华人民共和国的指导思想是马克思主义、列宁主义、毛泽东思想。」（中華人民共和國の指導思想はマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想である。）と断言している違いがある。

そして、「第四十五条」に「公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有运用“大鸣、大放、大辩论、大字报”的权利。」（公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、「大鳴、大放、大弁論、大字報」（大いに語り、大いに主張し、大いに議論し、壁新聞を貼る）を運用する権利を有する。）と明記し、文革で多用された「大鳴、大放、大弁論、大字報」（「四大自由」）を「公民」の「権利」として位置づけた。

なお、この「四大自由」は1980年に第5期全人代第3回會議で憲法から削除され、「公民」の「権利」ではなくなった。（拙稿「中国の『四大自由』（大鳴、大放、大字報、大弁論）再考」2010年11月 政経研究第46巻第2号 pp.127-168 参照）

1.1.5 1982 憲法

1979年から始まる「四つの現代化」というスローガンの下、国民経済向上を目指す改革開放政策に法定根拠を与えるため、毛沢東が死去し、「四人組」を追放した後の華国鋒が党のトップにあったいわゆる過渡期を経て、1982年12月に開催された第5期全國人民代表大會第5回會議で「四つ目」の憲法として改定公布されたのが1982憲法であり、これが現在まで修正を加えながら踏襲されている。

この1982憲法は「第一条」に「中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主專政的社会主义国家。」（中華人民共和國は労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とした人民民主独裁の社会主義国家である。）、「社会主义制度是中华人民共和国的根本制度。禁止任何组织或者个人破坏社会主义制度。」（社会主義制度は中華人民共和國の根本制度である。いかなる組織あるいは個人も社会主義制度を破壊することを禁止する。）と明記した。すなわち、中華人民共和國は「人民民主独裁の社会主義国家」としての政治体制にあるということであり、その「社会主義制度」は「破壊」を許さないことを国民に遵守するよう法的に制度化したのである。そして、これに続く

「第二条」では「中华人民共和国的一切权力属于人民。」(中華人民共和国のすべての権力は人民に属する)として、人民主権を明記した。

また、「第三十五条」に「中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。」(中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。)とした。ここでの「自由」はあくまでも「社会主義制度」を「破壊」しないという前提条件がつくものであり、「制度」という現行の政治体制を「破壊」することを禁じたのである。

以上が憲法の関係条項から見た中国の政治制度と言論環境についての変遷であり、中国情報に接する際のマクロ的視座からのリテラシーと言える。

1.1.6 国家イデオロギーとしての「思想」

なお、「思想」については、1949年の「共同綱領」の「自由権」の一部から、1954憲法でそれが削除された後、国家イデオロギーとして1975憲法から、「序言」に明記されるようになる。

1975憲法は「我们必须坚持中国共产党在整个社会主义历史阶段的基本路线和政策，坚持无产阶级专政下的继续革命，使我们伟大的祖国永远沿着马克思主义、列宁主义、毛泽东思想指引的道路前进。」(われわれは社会主義の全歴史段階における中国共産党の基本路線と政策を堅持し、プロレタリア階級独裁の下での継続革命を堅持し、われわれの偉大な祖国を永遠にマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想の導く道に沿って前進させなければならない。)と「マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想」を明記した。

次の1978憲法では「毛泽东主席是中华人民共和国的缔造者。我国革命和建设的一切胜利，都是在马克思主义、列宁主义、毛泽东思想的指引下取得的。永远高举和坚决捍卫毛主席的伟大旗帜，是我国各族人民团结战斗，把无产阶级革命事业进行到底的根本保证。」(毛沢東主席は中華人民共和国の創始者である。わが国の革命と建設のすべての勝利は、すべてマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想の導きの下で勝ち得たものである。毛主席の偉大な旗印を永遠に高く掲げ、断固守ることが我が国各民族人民が団結し闘い、プロレタリア階級革命事業を最後までやり抜く根本的保証である。)としている。毛沢東個人崇拜が如実に表記された中ではあるが、1975憲法と同じように「マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想」を挙げている。

そして、文革終結の後、毛沢東の継続革命理論を否定し、階級闘争から現代化建設に向かう根拠となる1982憲法は「中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为高度文明、高度民主的社会主义国家。」(中国各民族人民は中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想の導きの下で、引き続き人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を高度の文明、高度の民主を備えた社会主義国家に建設していくであろう。)として、「マルクス主義」と「レーニン主義」を合体させた表現の「マルクスレーニン主義」と「毛沢東思想」とした。

この1982憲法を部分的に改定した1993年には「我国正处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，根据建设有中国特色社会主义的理论，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续

在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」(わが国はいま社会主義の初級段階にある。国家の根本任務は、中国の特色ある社会主義理論に基づいて、力を集中して社会主義現代化建設を進めることである。中国各民族人民は引き続き人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義民主を發展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を高度の文明、高度の民主を備えた社会主義国家に建設していくであろう。)として、中国が「社会主義の初級段階」にあることを明示するとともに、「中国の特色ある社会主義理論に基づいて」が加わった。すなわち、「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」は理念であり、実務においては「中国の特色ある社会主義理論」が優位を占めるようになった。

1999年の部分改定では「中国新民主主義革命的勝利和社会主义事業的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，沿着建设有中国特色社会主义的道路，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义市场经济，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」(中国の新民主主義革命的勝利と社会主義事業の成就是、中国共産党が中国の各民族人民を指導し、マルクスレーニン主義、毛沢東思想の導きの下で、真理を堅持し、誤りを正し、多くの艱難辛苦に打ち勝ち、勝ち得たものである。わが国は長期にわたり社会主義の初級段階にあるであろう。国家の根本任務は、中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って、力を集中して社会主義現代化建設を進めることである。中国各民族人民は引き続き中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きの下で、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義の市場經濟を發展させ、社会主義民主を發展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を富強、民主、文明の社会主義国家に建設していくであろう。)とした。ここでは「中国の特色ある社会主義理論」という表現から「中国の特色ある社会主義を建設する道」に変わった。また、これまでの「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」に「鄧小平理論」が加わったが、ここに「理論」を使う関係上、前者を「道」にしたのであろう。そして、時の經濟政策を反映する「社会主義の市場經濟」の「發展」も明記された。

そして、2004年の改定では「中国新民主主義革命的勝利和社会主义事業的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，沿着中国特色社会主义道路，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论和“三个代表”重要思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义市场经济，发展社会主义民主，健

全社会主义法制, 自力更生, 艰苦奋斗, 逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化, 推动物质文明、政治文明和精神文明协调发展, 把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」(・・・中国各民族人民は引き続き中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論および『三つの代表』の重要思想の導きの下で、・・・物質文明、政治文明および精神文明のバランスのとれた発展を推進し、わが国を富强、民主、文明の社会主義国家に建設していくであろう。)として、総書記でもあった江沢民国家主席が提起した「『三つの代表』の重要思想」を加えた。

最後に、現行の2018憲法になると、「中国新民主主義革命的勝利和社会主义事業的成就, 是中国共产党领导中国各族人民, 在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下, 坚持真理, 修正错误, 战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是, 沿着中国特色社会主义道路, 集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下, 在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、‘三个代表’重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想指引下, 坚持人民民主专政, 坚持社会主义道路, 坚持改革开放, 不断完善社会主义的各项制度, 发展社会主义市场经济, 发展社会主义民主, 健全社会主义法治, 贯彻新发展理念, 自力更生, 艰苦奋斗, 逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化, 推动物质文明、政治文明、精神文明、社会文明、生态文明协调发展, 把我国建设成为富强民主文明和谐美丽的社会主义现代化强国, 实现中华民族伟大复兴。」(・・・中国各民族人民は引き続き中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』の重要思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の導きの下で、・・・物質文明、政治文明、精神文明、生態文明のバランスのとれた発展を推進し、わが国を富强、民主、文明、調和のとれた、麗しい社会主義の現代化された国家に建設していくであろう。)として、胡錦濤の「科学的発展観」とともに「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が加えられた。

すなわち、「思想」については、1975憲法の「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」から始めて、それが1978憲法、1982憲法に継承されると同時に、1999年に「鄧小平理論」、2004年に江沢民の「『三つの代表』の重要思想」、2018年に胡錦濤の「科学的発展観」と「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が加わり、「マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論『三つの代表』の重要思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」を当面の中華人民共和国を導く「国家イデオロギー」としたのであり、それは1954憲法以来明記されていない「思想」の「自由」の範囲を画定するものでもある。これに「社会主義制度」の「破壊」を「禁止」という明文規定が加わったのが中華人民共和国域内での言論環境であり、それはた中国のメディアに接する時の基本的リテラシーと言えるのである。

そして、当面は「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」に導かれる「党がすべてを指導する」言論環境にあり、党治が法治に優先する中国共産党一党独裁の政治体制が以前にも増して強化されている。その中でも、民主集中制の頂点に立つ総書記である習近平を「党中央の核心」としていることから、習による人治とも言えるかも知れない。

1.2 「中国新聞工作者職業道德準則」2019年の改定をめぐって

こうした「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」に導かれる「党がすべてを指導する」

言論環境の中で、改定されたのが「中国新聞工作者職業道德準則」である。この1987年に草案が提示され、1991年1月に制定公布、1994年4月、1997年1月、2009年11月に修正されてきた「中国新聞工作者職業道德準則」は習近平時代に入り、2019年11月に改定、12月に公表された。これは習近平時代の「新聞工作者」が遵守すべき「職業道德」を明示したもので、改定の最大の特徴は「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」と「党がすべてを指導する」ことが反映されたことである。（この2019年版の「中国新聞工作者職業道德準則」の中国語全文と日本語訳は本稿末尾に「参考」として掲載している。）

それは前文の冒頭「中国新闻事业是中国共产党领导的中国特色社会主义事业的重要组成部分。」（中国の新聞事業は中国共産党の指導する中国の特色ある社会主義事業の重要な構成部分である。）として、これまでになかった「中国共産党の指導」を加えたところに象徴的に現れている。もとより、「中国の特色」とは「中国共産党の指導」を意味しているもので、これまでの「準則」でも十分であったところ、わざわざそれを明文化したところに「党がすべてを指導する」強い意志が感じられる。

1.2.1 「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」と習の政策言説

前文はそれに続き「新闻工作者坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，增强“四个意识”，坚定“四个自信”，做到“两个维护”，牢记党的新闻舆论工作职责使命，继承和发扬党的新闻舆论工作优良传统，坚持正确政治方向、舆论导向、新闻志向、工作取向，不断增强脚力、眼力、脑力、笔力，积极传播社会主义核心价值观，自觉遵守国家法律法规，恪守新闻职业道德，自觉承担社会责任，做政治坚定、引领时代、业务精湛、作风优良、党和人民信赖的新闻工作者。」（新聞工作者はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」の重要思想、科学的發展觀、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を行動指針とし、「四つの意識」を增強し、「四つの自信」を確固とし、「二つの擁護」を実行し、党の新聞輿論工作の職責使命を銘記し、党の新聞輿論工作の優れた伝統を受け継ぎ、發揚し、正しい政治方向、輿論の指導方向、ニュース志向、工作方向を堅持し、絶えず脚力、眼力、脳力、筆力を增強し、積極的に社会主義の核心価値觀を伝え、自覚して国家の法律法規を遵守し、新聞職業道德を守り、自覚して社会責任を担い、政治的に確固とし、時代を先導する、業務に精通し、作風の優れた、党と人民に信頼される新聞工作者になる。）として、2018年憲法と同様に「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』の重要思想、科学的發展觀、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」を「行動指針」としている。

この「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」は「第一条」の「1」の「坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑，深入学习宣传贯彻党的路线方针政策，积极宣传中央重大决策部署，及时传播国内外各领域的信息，满足人民群众日益增长的新闻信息需求，保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权；」（断固として習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想で頭腦を武装し、深く掘り下げて党の路線方針政策を学び宣伝貫徹し、積極的に中央の重大決定と配置を宣伝し、適時に国の内外の各領域の情報を伝え、人民大衆の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。）にも明記されている。

この前文には上掲したように「四つの意識」、「四つの自信」、「二つの擁護」、「脚力、眼力、脳力、筆力」などの習近平の政策言説のキーワードもちりばめられている。「四つの意識」は「政治意識、大局意識、核心意識、看齐意識」(政治意識、大局意識、核心意識、模範意識)を指し、2016年1月に開かれた中共中央政治局会議で打ち出されたもので、中国共産党成立95周年祝賀大会で習近平が全党にこの「四つの意識」を強めるよう呼びかけた。また、「四つの自信」は同祝賀大会の演説の中で、18全大会において提起された「三つの自信」を拡大したもので、「中国の特色ある社会主義」の「道の自信、理論の自信、制度の自信、文化の自信」を指している。そして、「二つの擁護」は習近平の党中央の核心と全党の核心の地位を断固「擁護」することと党中央の権威と集中統一指導を断固「擁護」することを指している。また、「第二条」の「1」でも使われている「脚力、眼力、脳力、筆力」は習近平が2018年9月に開催された全国宣伝思想工作會議で使った言葉である。

さらに、「第二条」には習の愛用する「正能量」(ポジティブエネルギー)が挿入され、「坚持正确舆论导向。坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主，弘扬主旋律、传播正能量，不断巩固和壮大积极健康向上的主流思想舆论。」(正しい輿論の指導方向を堅持する。団結、安定、鼓舞、積極面の宣伝を主とすることを堅持し、主旋律を唱い上げ、ポジティブエネルギーを伝播させ、絶えず積極健全向上の主流思想輿論を強固、強大にする。)としている。また、その「1」にも「以经济建设为中心，服从服务于党和国家工作大局，贯彻新发展理念，为促进经济社会持续健康发展注入强大正能量；」(経済建設を中心とし、党と国家の活動の大局に服従、奉仕し、新たな発展理念を貫き、経済社会の持続的健全な発展を促進するために強大なポジティブエネルギーを注入する。)として「ポジティブエネルギー」が使われている。

1.2.2 「インターネット思考」

そして、「新興メディア」について語られる「第五条」の「2」では「强化互联网思维，顺应全媒体发展要求，积极探索网络信息生产和传播的特点规律，深刻把握传统媒体和新兴媒体融合发展的趋势，善于运用网络新技术新应用，不断提高网上正面宣传和网络舆论引导水平；」(インターネット思考を強化し、メディア全体の発展要求に順応し、積極的にネット情報生産と伝播の特色法則を探索し、伝統メディアと新興メディアの融合発展の趨勢をしっかりと把握し、ネットの新しい技術新しい応用を運用することにうまくなり、絶えずネット上の積極面の宣伝と輿論先導の水準を向上させる。)として習近平が繰り返し強調してきた「インターネット思考」をもつことの重要性が示されている。

この「インターネット思考」とは習近平がインターネットを輿論の「主戦場」と捉え、「サイバーセキュリティなしに国家の安全はない」などと繰り返し述べる中で明らかにしてきた彼のインターネットに関する観点を総称したものといえる。習は2018年4月20日から21日まで北京で開催された全国サイバーセキュリティと情報化工作會議で重要講話を行った。ネット上でその内容を基に習の「网络强国战略思想」(ネット強国戦略思想)が15のキーワードで説明されている(2018年04月22日中国共産党新聞網『习近平网络强国战略思想，牢记这15个关键词！』)が、下記に転載したこのキーワードで「インターネット思考」の概要が理解できるであろう。

1. 提高网络综合治理能力(ネットの総合処理能力を向上させる)

2. 加强网上正面宣传（ネット上での積極面の宣伝を強化する）
3. 压实互联网企业主体责任（インターネット企業の主体的責任を着実に負わせる）
4. 没有网络安全就没有国家安全（ネットの安全が無ければ国家の安全もない）
5. 依法严厉打击网络犯罪（法律に依ってネット犯罪に厳しい打撃を与える）
6. 核心技术是国之重器（核心的技術は国の宝物である）
7. 释放各类创新主体创新活力（各種の新たなものを創り出す主体活力を解き放つ）
8. 发展数字经济（デジタル経済を発展させる）
9. 推进政务公开、党务公开（政務公開、党務公開を推進する）
10. 军民深度融合发展（軍民の深い融合発展）
11. 坚持多边参与、多方参与（多辺参与、多面参与を堅持する）
12. 加强党中央对网信工作的集中统一领导（党中央のネット情報工作に対する集中的統一指導を強化する）
13. 高级干部要主动适应信息化要求（高級幹部は主体的に情報化の要求に適応しなければならない）
14. 依法管网、依法办网、依法上网（法律に依りネットを管理し、法律に依りネットを運営し、法律に依りネットを利用する）
15. 推动人才发展体制机制改革（人材発展体制メカニズムの改革を推進する）

さらに、同じく「第五条」の「5」に「坚持网上网下“一个标准、一把尺子、一条底线”，统一导向要求、管理要求。」（ネット上と外「一つの基準、一つの尺度、一本の基本線」を堅持し、指導方向の要求、管理要求を統一する）と明記され、「ネット」「管理」の「統一」が求められている。

1.2.3 変わらぬ報道原則

新聞工作者の実務処理にあたっての原則は「第三条」に「坚持新闻真实性原则。把真实作为新闻的生命，努力到一线、到现场采访核实，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。」（ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、一線に行き、現場に行き取材事実を確認することに努め、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。）とあり、これを2009年版の「第三条」の「坚持新闻真实性原则。要把真实作为新闻的生命，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。」（ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。）と比較すると、2019年版に「一線に行き、現場に行き取材事実を確認することに努め、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、」が加えられただけで、「報道」の原則の「真実、正確、全面、客観」は変わっていない。

1.2.4 「四権」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）の明記継続

最後に指摘しなければならないことは、習近平時代に入って矮小化されてきた「四権」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）が「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想で頭脳を武装し・・・」（坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑）という前提はあるものの、前掲した「第一条」の「1」に2009年版と同様の「保证人民群众的知情权、参与权、表

達権、監督権」(人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する)という文言で継承されたことである。2009年版は「第一条」の「1」に「积极宣传党和政府的重大决策部署, 及时传播国内外各领域的信息, 满足人民群众日益增长的新闻信息需求, 保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权;」(積極的に党と政府の重大決定と配置を宣伝し、適時に国の内外の各領域の情報を伝え、人民大衆の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。)としており、「人民大衆」の「権」利として明記していた。胡錦濤は新聞工作者たちにこの「四権」を反映せよと呼びかけていたが、習近平は公表された講話、文書を見る限り、メディアに関連して直接「四権」に触れたことはない。(拙稿『「四権」(知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利)の消長』本誌「J&M」11号 pp.246-276 2018年3月15日参照)

こうした変化は習近平(中共中央サイバーセキュリティー・情報化指導小グループ長も兼務)の下でインターネット管理の実務の中核の職域「中共中央网络安全和信息化领导小组办公室主任兼国家互联网信息办公室主任」(中共中央サイバーセキュリティー・情報化指導小グループ办公室主任兼国家インターネット情報办公室主任)にあった中共中央宣伝部副部長の魯煒が汚職事件によって、2017年11月に隔離審査、2018年2月に党から除名、翌2019年3月に14年の懲役刑に処せられたこととも関係するのかも知れない。この事件はインターネット管理部門最上層部にまで腐敗が浸透していたことを示すもので、習近平が陣頭指揮を執ってきたインターネットを中心とするサイバーセキュリティー体制にほころびが出たともいえる。習近平時代に入って、魯煒は2014年5月に両「办公室主任」に任命されていることから、日本で言えば「任命責任」も問われかねない事件であった。

また、2017年10月に開催された19全大会で決定された「初心を忘れず、使命を銘記する」(不忘初心、牢记使命)教育開始とも関係するのかも知れない。建国70周年に当たり、2019年5月31日に県級以上の幹部を重点対象とした同教育工作会议で演説した習近平は「为中国人民谋幸福, 为中华民族谋复兴, 是中国共产党人的初心和使命, 是激励一代代中国共产党人前赴后继、英勇奋斗的根本动力。」(中国人民のために幸せを謀り、中華民族のために復興を謀ることは中国共産党人の初心と使命であり、代々中国共産党人が前の犠牲をのり越えて後に続き、勇敢に奮闘することを励ます根本的原動力である。)としたうえで、教育の重点を三点指摘したが、その三点目に「第三, 开展这次主题教育, 是保持党同人民群众血肉联系的迫切需要。人民是我们党执政的最大底气, 是我们共和国的坚实根基, 是我们强党兴国的根本所在。我们党来自于人民, 为人民而生, 因人民而兴, 必须始终与人民心心相印、与人民同甘共苦、与人民团结奋斗。每个共产党员都要弄明白, 党除了人民利益之外没有自己的特殊利益, 党的一切工作都是为了实现好、维护好、发展好最广大人民根本利益; 人民是历史的创造者、人民是真正的英雄, 必须相信人民、依靠人民; 我们永远是劳动人民的普通一员, 必须保持同人民群众的血肉联系。」(第三、今回の主题教育を繰り返すことは、党と人民大衆の血肉のつながりを保持する上での差し迫った必要からである。人民はわれわれの党の執政を行う上での最大の後ろ盾であり、われわれ共和国の堅実な基盤であり、われわれの党を強くし国を興す上での根本のあるところである。われわれの党は人民から来たものであり、人民のために生き、人民によって興るので、終始人民と心をついにし、人民と苦楽を共にし、人民と団結奮闘しなければならない。すべての黨員がはっきりと理解しなければならないことは、党は人民の利益以外

に、自己の特殊な利益は無く、党のあらゆる活動はすべて最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させるためであり、人民は歴史の創造者であり、人民は真の英雄であるから、人民を信頼し、人民に依拠しなければならない、われわれは永遠に勤労人民の普通の一員であるので、人民大衆との血肉のつながりを保持しなければならない、ことである。) (在“不忘初心、牢记使命”主题教育工作会议上的讲话《求是》2019/13 习近平 2019-06-30) と語っている。

この「人民」を代表するという「初心」に帰れという趨勢こそが「人民大衆」の「権」利としての「四権」が、改定された「準則」にも継承された最大の要因なのかも知れない。

これらの筆者の「かも知れない」はあくまで想像でしかないが、習近平は三権掌握後、初めて出席した2013年8月19日の全国宣伝思想工作会議で「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。・・・人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならない、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘している。(本誌8号2014年3月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)。もとより、習の言うように「党」性と「人民」性が一致していれば、「初心を忘れず、使命を銘記する」(不忘初心、牢记使命)教育など必要ないのであるが、実態は党と人民の遊離が顕在化しており、高級幹部の魯煒汚職事件は中国のメディア領域に現れたその典型でもあろう。すなわち、こうした腐敗を防止するには、人民大衆の立場に立つことが求められるのである。「四権」はまさにその後ろ盾になるものであろう。中国の「新聞工作者」にたいする「倫理」規定でもあるこの2019年版「中国新聞工作者職業道德準則」に「四権」が継承されたことは、中国のメディアおよびそこから情報の接する際のリテラシーを考える上で、たいへん示唆に富むものといえる。そして、少なくとも、中国のジャーナリズムをめぐる「人民性」と「党性」の論争は、中国共産党が人民大衆の代表であると言い続ける限り、今後も続いていくであろう。

ともあれ、「人民大衆」の「権」利としての「四権」については、今後、中華人民共和国を導く国家イデオロギーである「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」の当事者であり、「党がすべてを指導する」、その「党中央の核心」にある習近平自身の口から語られるかどうか注目したい。

それまでは、習近平のメディア・ジャーナリズムに関係する下記の論著が「学習」用として出版発行されているので、本稿で紹介した2019年版「中国新聞工作者職業道德準則」と併せて読めば、「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」に導かれる中国新聞工作者のジャーナリズム活動理解の一助になるであろうし、われわれが中国のメディアに接する際のリテラシーの一部ともなるであろう。

『习近平新闻思想讲义（2018年版）』 本书编写组（作者） 人民出版社；第1版（2018年6月1日）

『习近平新闻思想讲义（2018年版）』 习近平新闻思想是习近平新时代中国特色社会主义思想的重要组成部分。

本书编写组(作者) 人民出版社(2018年1月1日)

『习近平新闻舆论思想要论』 本书编写组(作者) 新华出版社;第1版(2017年12月1日)

『习近平总书记党的新闻舆论工作座谈会重要讲话精神学习辅助材料』 中共中央宣传部新闻局(编者) 学习出版社;第1版(2016年5月1日)

『在网络安全和信息化工作座谈会上的讲话』 习近平(作者) 人民出版社;第1版(2016年4月1日)

『论学习贯彻习近平总书记新闻舆论工作座谈会重要讲话精神』 人民日报社评论部(作者) 人民出版社;第1版(2016年2月1日)

『深入学习习近平同志关于宣传思想工作重要论述』 人民日报社理论部(编者) 生活・读书・新知三联书店;第1版(2013年10月1日)

『指导新时期宣传思想文化工作的纲领性文献:学习习近平总书记在全国宣传思想工作会议上的重要讲话文章选』 中共中央宣传部理论局(编者) 学习出版社;第1版(2013年9月1日)

参考

中国新闻工作者职业道德准则(中国語原文)

中国新闻工作者职业道德准则

(中华全国新闻工作者协会第九届全国理事会第五次常务理事会2019年11月7日修订)

中国新闻事业是中国共产党领导的中国特色社会主义事业的重要组成部分。新闻工作者坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想为指导,增强“四个意识”,坚定“四个自信”,做到“两个维护”,牢记党的新闻舆论工作职责使命,继承和发扬党的新闻舆论工作优良传统,坚持正确政治方向、舆论导向、新闻志向、工作取向,不断增强脚力、眼力、脑力、笔力,积极传播社会主义核心价值观,自觉遵守国家法律法规,恪守新闻职业道德,自觉承担社会责任,做政治坚定、引领时代、业务精湛、作风优良、党和人民信赖的新闻工作者。

第一条 全心全意为人民服务。忠于党、忠于祖国、忠于人民,把体现党的主张与反映人民心声统一起来,把坚持正确舆论导向与通达社情民意统一起来,把坚持正面宣传为主与正确开展舆论监督统一起来,发挥党和政府联系人民群众的桥梁纽带作用。

1. 坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑,深入学习宣传贯彻党的路线方针政策,积极宣传中央重大决策部署,及时传播国内外各领域的信息,满足人民群众日益增长的新闻信息需求,保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权;
2. 坚持以人民为中心的工作导向,把人民群众作为报道主体、服务对象,多宣传基层群众的先进典型,多挖掘群众身边的具体事例,多反映平凡人物的工作生活,多运用群众的生动语言,丰富人民精神世界,增强人民精神力量,满足人民精神需求,使新闻报道为人民群众喜闻乐见;
3. 保持人民情怀,积极反映人民群众的正确意见和呼声,及时回应人民群众的关切和期待,批评侵害人民利益的现象和行为,畅通人民群众表达意见的渠道,依法维护人民群众的正当权益。

第二条 坚持正确舆论导向。坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主,弘扬主旋律、传播正能量,不断巩固和壮大积极健康向上的主流思想舆论。

1. 以经济建设为中心,服从服务于党和国家工作大局,贯彻新发展理念,为促进经济社会持续健康发展注入强大正能量;
2. 宣传科学理论、传播先进文化、滋养美好心灵、弘扬社会正气,增强社会责任感,严守道德伦理底

线，坚决抵制低俗、庸俗、媚俗的内容；

3. 加强和改进舆论监督，着眼解决问题、推动工作，激浊扬清、针砭时弊，发表批评性报道要事实准确、分析客观，坚持科学监督、准确监督、依法监督、建设性监督；
4. 采访报道突发事件坚持导向正确、及时准确、公开透明，全面客观报道事件动态及处置进程，推动事件的妥善处理，维护社会稳定和人心安定。

第三条 坚持新闻真实性原则。把真实作为新闻的生命，努力到一线、到现场采访核实，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。

1. 通过合法途径和方式获取新闻素材，认真核实新闻信息来源，确保新闻要素及情节准确；
2. 根据事实来描述事实，不夸大、不缩小、不歪曲事实，不摆布采访报道对象，禁止虚构或制造新闻，刊播新闻报道要署记者的真名；
3. 摘转其他媒体的报道要把好事实关导向关，不刊播违背科学精神、伦理道德、生活常识的内容；
4. 刊播了失实报道要勇于承担责任，及时更正致歉，消除不良影响；
5. 坚持网上网下“一个标准、一把尺子、一条底线”，统一导向要求、管理要求。

第四条 发扬优良作风。树立正确的世界观、人生观、价值观，加强品德修养，提高综合素质，抵制不良风气，保持一身正气，接受社会监督。

1. 强化学习意识，养成学习习惯，不断增强政治素质，提高业务水平，掌握融合技能，努力成为全媒型、专家型新闻工作者；
2. 坚持走基层、转作风、改文风，练就过硬脚力、眼力、脑力、笔力，拜人民为师，向人民学习，深入了解社情民意，增进与群众的感情；
3. 坚决反对和抵制各种有偿新闻和有偿不闻行为，不利用职业之便谋取不正当利益，不利用新闻报道发泄私愤，不以任何名义索取、接受采访报道对象或利害关系人的财物或其他利益，不向采访报道对象提出工作以外的要求；
4. 严格执行新闻报道与经营活动“两分开”的规定，不以新闻报道形式做任何广告性质的宣传，编辑记者不得从事创收等经营性活动。

第五条 坚持改进创新。遵循新闻传播规律和新兴媒体发展规律，创新理念、内容、体裁、形式、方法、手段、业态等，做到体现时代性、把握规律性、富于创造性。

1. 适应分众化、差异化传播趋势，深入研究不同传播对象的接受习惯和信息需求，主动设置议题，善于因势利导，不断提高传播力、引导力、影响力、公信力；
2. 强化互联网思维，顺应全媒体发展要求，积极探索网络信息生产和传播的特点规律，深刻把握传统媒体和新兴媒体融合发展的趋势，善于运用网络新技术新应用，不断提高网上正面宣传和网络舆论引导水平；
3. 保持思维的敏锐性和开放度，认识新事物、把握新规律，敢于打破思维定势和路径依赖，认真研究传播艺术，采用受众听得懂、易接受的方式，增强新闻报道的亲和力、吸引力、感染力，采写更多有思想、有温度、有品质的精品佳作。

第六条 遵守法律纪律。增强法治观念，遵守宪法和法律法规，遵守党的新闻工作纪律，维护国家利益和安全，保守国家秘密。

1. 严格遵守和正确宣传国家各项政治制度和政策，切实维护国家政治安全、文化安全和社会稳定；
2. 维护采访报道对象的合法权益，尊重采访报道对象的正当要求，不揭个人隐私，不诽谤他人；

3. 保障婦女、兒童、老年人和殘疾人的合法權益，注意保護其身心健康；
4. 維護司法尊嚴，依法做好案件報道，不干預依法進行的司法審判活動，在法庭判決前不做定性、定罪的報道和評論，不渲染凶殺、暴力、色情等；
5. 涉外報道要遵守我國涉外法律、對外政策和我國加入的國際條約；
6. 尊重和保護新聞媒體作品版權，反對抄襲、剽竊，抵制嚴重歪曲文章原意、斷章取義等不當摘轉行為；
7. 嚴格遵守新聞採訪規範，除確有必要的特殊拍攝採訪外，新聞採訪要出示合法有效的新聞記者證。

第七條 對外展示良好形象。努力培養世界眼光和國際視野，讲好中国故事，傳播好中国声音，積極搭建中国与世界交流沟通的桥梁，展現真實、立體、全面的中国。

1. 在國際交往中維護祖國尊嚴和國家利益，維護中国新聞工作者的形象；
2. 生動詮釋中国道路、中国理論、中国制度、中国文化，着重讲好中国的故事、中国共产党的故事、中国特色社会主义的故事、中国人民的故事，让世界更好地读懂中国；
3. 積極傳播中華民族的優秀文化，增進世界各國人民對中華文化的了解；
4. 尊重各國主權、民族傳統、宗教信仰和文化多樣性，報道各國經濟社會發展變化和優秀民族文化；
5. 加強與各國媒體和國際（區域）新聞組織的交流合作，增進了解、加深友誼，為推動人類命運共同體建設多做工作。

對本《準則》，中国記協會員要結合實際制定相應實施細則，認真組織落實；全國新聞工作者包括新媒體新聞信息傳播從業人員要自覺執行；各級地方記協、各類專業記協要積極宣傳和推動；歡迎社會各界監督。

(日本語訳)

中国新聞工作者職業道德準則

(中華全國新聞工作者協會第九期全國理事會第五回常務理事會 2019年11月7日改定)

中国の新聞事業は中国共産党の指導する中国の特色ある社会主義事業の重要な構成部分である。新聞工作者はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」の重要思想、科学的發展觀、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を行動指針とし、「四つの意識」を増強し、「四つの自信」を確固とし、「二つの擁護」を実行し、党の新聞輿論工作の職責使命を銘記し、党の新聞輿論工作の優れた伝統を受け継ぎ、發揚し、正しい政治方向、輿論の指導方向、ニュース志向、工作方向を堅持し、絶えず脚力、眼力、腦力、筆力を増強し、積極的に社会主義の核心価値觀を伝え、自覚して國家の法律法規を遵守し、新聞職業道德を守り、自覚して社会責任を担い、政治的に確固とし、時代を先導する、業務に精通し、作風の優れた、党と人民に信頼される新聞工作者になる。

第一條 誠心誠意人民に奉仕する。党に忠實、祖國に忠實、人民に忠實であり、党の主張を體現することと人民の心の声を反映することを統一し、正しい輿論の指導方向を堅持すること社会情況と民意を傳達することを統一し、積極面の宣伝を主とすることを堅持することと正しい輿論の監督を繰り広げることとを統一し、党と政府の密接に人民大衆と結びつく懸け橋、ちゅう帯の役割を發揮する。

1. 断固として習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想で頭腦を武装し、深く掘り下げて党の路線方針政策を学び宣傳貫徹し、積極的に中央の重大決定と配置を宣傳し、適時に国の内外の各領域の情報を伝え、人民大衆の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。

2. 人民を中心とする工作方向を堅持し、人民大衆を報道主体と奉仕対象として、末端の大衆の先進的典型を多く宣伝し、大衆の身の回りの具体的事例を多く掘り起し、平凡な人物の活動や生活を多く反映し、大衆の生き生きとした言葉を多く運用し、人民の精神世界を豊かにし、人民の精神力を増強し、人民の精神的需要を満足させ、ニュース報道を人民大衆に喜ばれるものにする。
3. 人民の情感を保持し、積極的に人民大衆の正しい意見と声を反映し、適時に人民大衆の関心と期待に応え、人民の利益を侵害する現象や行為を批判し、人民大衆の意見を表現するパイプを通し、法律に従い人民大衆の正当な權益を保護する。

第二条 正しい輿論の指導方向を堅持する。団結、安定、鼓舞、積極面の宣伝を主とすることを堅持し、主旋律を唱い上げ、ポジティブエナジーを伝播させ、絶えず積極健全向上の主流思想輿論を強固、強大にする。

1. 経済建設を中心とし、党と国家の活動の大局に服従、奉仕し、新たな発展理念を貫き、経済社会の持続的健全な発展を促進するために強大なポジティブエナジーを注入する。
2. 科学理論を宣伝し、先進文化を伝え、美しい心根を育み、社会の正しい気風を広く発揚し、社会的責任感を増強し、道徳倫理の基本線を厳しく守り、低俗、凡庸、媚俗の内容を断固排除する。
3. 輿論の監督を強化、改善し、問題の解決、仕事の推進に着目し、悪いことを排撃良いことを賛揚し、時弊を鋭く指摘し、批判的報道は事実を正確に、分析は客観的にし、科学的監督、正確な監督、法律に基づく監督、建設的監督を堅持する。
4. 突発事件の取材報道は輿論の指導方向を正しくし、適時正確に、公開透明にすることを堅持し、全面的客観的に事件の動態やその処理進展過程を報道し、事件の穏当な処理を推進し、社会の安定と人心の安定を擁護する。

第三条 ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、一線に行き、現場に行き取材事実を確認することに努め、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。

1. 合法的ルートや方式を通じてニュース素材を獲得し、真剣にニュースの情報源を確認し、ニュースの要素や情状の正確さを確保する。
2. 事実に基づいて事実を描写し、事実を誇張せず、縮小せず、歪曲せず、取材対象を操らず、ニュースを虚構、作り出すことを禁じ、ニュース報道を掲載放送するには作者の本名を署名しなければならない。
3. 他のメディアの報道を転載するには、事実という勘所、指導の方向という勘所をしっかりと押さえないければならず、科学精神、倫理道徳、生活常識に背く内容を掲載、放送しない。
4. 事実に関りのある報道を掲載、放送したら、勇敢に責任を負い、適時に訂正、謝罪し、良くない影響を取り除かなければならない。
5. ネット上と外「一つの基準、一つの尺度、一本の基本線」を堅持し、指導方向の要求、管理要求を統一する。

第四条 優れた作風を発揚する。正しい世界観、人生観、価値観を打ち立て、品格修養を強化し、総合的素養を向上させ、良くない風気を排除し、全身正しい気風を保持し、社会の監督を受け入れる。

1. 学ぶ意識を強化し、学ぶ習慣を養成し、絶えず政治の素養を増強、業務の水準を向上させ、融合技能を掌握し、フルメディア型、専門家型の新聞工作者になるよう努める。

2. 末端を歩み、作風を転換し、文風を改めることを堅持し、充分しっかりと脚力、眼力、脳力、筆力を練り上げ、人民を師と拝し、人民に学び、深く掘り下げて社会情況民意を理解し、大衆との感情を増進する。
3. 断固としてさまざまな有償ニュースや有償不聞（訳者注：金品を受け取り報道しない）行為に反対、これを排除し、職業の便を利用し、正当ではない利益を図らず、ニュース報道を利用し私憤を晴らさず、いかなる名義によっても取材報道対象あるいは利害関係者からの金品或いはその他の利益を受け入れず、取材報道対象に仕事以外の要求を持ち出さない。
4. ニュース報道と経営活動の「二つ区別」の規定を厳格に実行し、ニュース報道の形式によっていかなる広告的性質をもつ宣伝を行わず、記者編集は収入を創出するなどの経営的活動に従事してはならない。

第五条 改善し、新たなものを創り出すことを堅持する。ニュース伝播の法則と新興メディアの発展法則に従い、理念、内容、体裁、形式、方法、手段、業態などに新たなものを創り出し、時代性を体現、法則性を把握、創造性に富むことを実現する。

1. 分衆化、差異化伝播の趨勢に適応し、深く掘り下げて異なる伝播対象の受容習慣と情報需要を研究し、主体的にアジェンダをセッティングし、物事の趨勢に従って有利に導くことにうまくなり、絶えず伝播力、先導力、影響力、公信力を向上させる。
2. インターネット思考を強化し、メディア全体の発展要求に順応し、積極的にネット情報生産と伝播の特色法則を探索し、伝統メディアと新興メディアの融合発展の趨勢をしっかりと把握し、ネットの新しい技術新しい応用を運用することにうまくなり、絶えずネット上の積極面の宣伝と輿論先導の水準を向上させる。
3. 思考の鋭敏性と開放性を保持し、新しい事物を認識し、新しい法則を把握し、勇敢に思考の停滞とルートへの依頼を打破し、真剣に伝播芸術を研究し、受け手が聴いて分かり、受け入れやすい方式を採用し、ニュース報道の親和力、吸引力、感染力を増強し、より多くの思想をもち、温度のある、品性を備える素晴らしい作品を取材執筆する。

第六条 法律と規律を遵守する。法治観念を増強し、憲法と法律法規を遵守し、党の新聞工作の規律を遵守し、国家の利益と安全を擁護し、国家秘密を守る。

1. 国家の各政治制度と政策を厳格に遵守、正しく宣伝し、国家の政治の安全、文化の安全と社会の安定を着実に擁護する。
2. 取材報道対象の合法的權益を擁護し、取材報道対象の正当な要求を尊重し、個人のプライバシーを暴かず、他人を誹謗しない。
3. 婦女、児童、老人および障害者の合法的權益を保障し、彼らの心身の健康を保護することに注意する。
4. 司法の尊厳を擁護し、法に従い案件報道をうまく行い、法に従い進められている司法裁判活動に干渉せず、法廷によって判決が下される前に性質を決めたり、罪を決めたりする報道や論評をせず、殺人、暴力、色情などを宣揚しない。
5. 外国に関係する報道は、わが国の外国に関係する法律、対外政策およびわが国が加盟している国際条約を遵守しなければならない。
6. ニュースメディアの作品の版權を尊重、保護し、引き写し、剽窃に反対し、文章の本来の意味をゆ

ゆしく歪曲したり一部を取って意味を変えたりするなどの不当な転載行為を排除する。

7. ニュース取材規範を厳格に遵守し、必要がある特殊な撮影取材を除き、ニュース取材では合法有効な新聞記者証を提示しなければならない。

第七条 対外的に良いイメージを明示する。努力して世界を見る目や国際的視野を育み、中国の物語を上手に語り、中国の声をうまく伝播し、積極的に中国と世界との交流、コミュニケーションするための架け橋を作り、真実、立体、全面的な中国を広く表現する。

1. 国際往来の中では、祖国の尊厳と国家の利益を擁護し、中国新聞工作者のイメージを擁護する。
2. 中国の道、中国の理論、中国の制度、中国文化を生き活きと解説し、中国の物語、中国共産党の物語、中国の特色ある社会主義の物語、中国人民の物語を重点的にうまく語り、世界によりよく中国を読み解くことができるようにする。
3. 積極的に中華民族の優れた文化を伝え、世界各国人民の中華文化に対する理解を増進する。
4. 各国の主権、民族伝統、宗教信仰および文化の多様性を尊重し、各国の経済社会の発展変化や優れた民族文化を報道する。
5. 各国のメディアおよび国際（区域）新聞組織との交流協力を強化し、理解を増進し、友情を深め、人類運命共同体建設を推進するためにより多くの仕事をする。

本「準則」に対して、中国記者協会会員は実際と結びつけ、相応の実施細則を制定し、真剣に組織し実行に移さなければならない。ニューメディアのニュース情報伝播従業人員を含む全国の新聞工作者は自覚して実行しなければならない。各級地方記者協会、専門記者協会は積極的に宣伝、推進しなければならない。社会各界の監督を歓迎する。

(山本賢二試訳)

なお、「中国新聞工作者職業道德準則」について、筆者は「中国新聞工作者職業道德準則」考 1994年4月 内川芳美・柳井道夫編『マス・メディアと国際関係－日本・韓国・中国の国際比較』（学文社）所載 pp.87-96 と解題・「中国新聞工作者職業道德準則」について『ジャーナリズム&メディア』第6号 2013.3.20pp137 - 177 で1987年の「草案」から2009年版までの変遷について論じているので参考にされたい。また、後者には資料として「中国新聞工作者職業道德準則」の1987年の「草案」、1991年版、1994年版、1997年版、2009年版の中国語原文とその日本語訳を掲載している。